# 生活困窮者自立支援制度 各支援事業の対象者及び目的等

#### 制度のめざす目標

- (1)生活困窮者の自立と尊厳の確保
- (2)生活困窮者支援を通じた地域づくり

## 包括的な相談支援

〇自立相談支援事業 (必須事業)

#### (対個人)

- ・訪問支援も含め、生活保護にいたる前の段階から早期に支援を行う。
- ・生活と就労に関する支援員を配置しワンストップ型の相談窓口により相談業務を行う。
- ・一人ひとりの状況に応じ自立 に向けた支援計画を作成する。

#### (対地域)

・地域ネットワークの強化、社会資源の開発等地域づくりを行う。

### 新しい生活困窮者支援のかたち

- (1)包括的な支援
- (2)個別的な支援
- (3)早期的な支援
- (4)継続的な支援
- (5)分権的・創造的な支援

## 住居確保支援

〇住居確保給付金の支給(必須事業) 再就職のために居住の確保が必要な者 就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付

### 就労支援 ※新規事業

〇就労準備支援事業 (任意事業 28年度より実施予定) 就労に向けた準備が必要な者

一般就労に向けた日常生活自立・社会的自立・就労自立のための訓練 ※離職を繰り返す者や、ひきこもりの者を想定

### 緊急的な支援

〇一時生活支援事業(任意事業 27年度より実施) 緊急に衣食住の確保が必要な者 ホームレス等住居喪失者へ日常生活に必要な支援を提供

#### 家計再建支援

○家計相談支援事業 (任意事業 27年度より実施 社協委託) 家計から生活再建の必要な者 家計状況を「見える化」し利用者の家計管理の意欲を引き出す支援

## 子ども支援 ※拡充

〇学習支援事業「学んでいコウカ」(任意事業 27年度より実施)

貧困の連鎖の防止

生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもへの学習支援や居場所作り 27年度1ヶ所(水口)→28年度3ヶ所(水口・甲南・信楽)へ拡充予定

## その他支援

- 〇自立支援事業業務委託(27年度より 社協委託) 自立支援調整業務、心配ごと相談業務、法律相談業務
- 〇民生委員・自治会・ボランティアなどインフォーマルな支援

本

## 平成27年度相談別一覧表

相談内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
住居確保給付金支給	8	5	5	16	15	14	15	19	12				109
病気や健康、障害のこと	17	18	21	15	16	25	15	21	17				165
家賃やローンの支払いのこと	3	4	8	17	25	20	25	19	17				138
仕事探し、就職について	26	28	22	37	46	39	31	29	28				286
家族との関係について	5	6	9	6	10	2	6	15	12				71
ひきこもり・不登校について	7	2	1	9	6	2	0	3	1				31
住まいについて	5	11	16	11	23	26	21	28	30				171
税金や公共料金等の支払いについて	3	4	7	21	21	20	16	14	19				125
仕事上の不安やトラブル	0	3	3	2	1	1	2	2	1				15
子育て・介護のこと	0	3	6	6	5	4	4	6	8				42
DV・虐待	1	1	2	1	0	0	1	0	3				9
収入・生活費のこと	25	21	27	44	53	50	41	49	48				358
債務について	3	3	6	9	13	14	6	9	7				70
地域との関係について	0	3	2	5	3	1	0	1	0				15
介護にこと	1	0	0	5	0	1	0	0	0				7
食べるものがない	8	8	4	9	9	13	7	9	17				84
その他	1	1	1	5	4	6	1	1	4				24
													0
	112	120	139	213	246	232	190	224	220	0	0	0	1696

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成27年度月別相談合計	112	120	139	213	246	232	190	224	220				1,696
新規相談者数	23	19	19	21	21	23	16	19	13				174